

令和3年2月2日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施について

近年の異常気象の頻発・激甚化や、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が高い確率で見込まれている状況等を踏まえ、国民の生活を支える重要なライフラインである水道は、より一層の強靱化が求められています。

水道施設の強靱化につきましては、「水道における緊急対策の実施について」（平成31年2月25日付け薬生水発0225第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により、地震対策の一層の強化や、特に重要度の高い水道施設に対する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえた対策の実施等、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組を要請してきたところです。

今般、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）において、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策に関して、取組の更なる加速化・深化を図ることとされ、令和7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講じることとされました。水道については、水道施設の耐災害性強化対策及び管路の耐震化対策を実施することとされています。

つきましては、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれては、5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等の耐災害性強化対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省では、令和2年度第3次補正予算において、5か年加速化対策の推進を図るための水道事業者等に対する財政支援の充実及び必要な予算の計上を図っているところであり、これら財政支援の活用も検討いただきますようお願いいたします。

また、5か年加速化対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、今後、対策の実施に関する進捗状況の調査を行う予定であることを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の上水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

《参考》

- ・「水道における緊急対策の実施について」（平成31年2月25日付け水道課長通知）

別添1

- ・水道施設における停電、土砂・浸水災害に対する対策状況等調査の結果（令和元年実施）について（情報提供） 別添2
- ・水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について 別添3
- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html
- ・水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html>

以上